

(別紙) 補助金等交付規則の全部改正について

1. 補助金等交付規則第1条(目的)の見直し及び第4条(適用の範囲)の削除について

第1条(目的)として、

「この規則は、法令、条例又は他の規則に定めるもののほか、本町が交付する補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。」

との規定の見直し及び第4条(適用の範囲)の削除について検討されたい。

2. 補助金等交付規則第2条(定義)の見直しについて

第2条(定義)として、

「この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 町が町以外の者に対し交付する補助金、利子補給金、交付金、奨励金及び助成金等で町が相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。」

との規定の見直しについて検討されたい。

3. 補助金等交付規則第3条(交付の対象)の規定について

第3条(交付の対象)として、

「補助金等は、町長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対して、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。」

との規定の制定について検討されたい。

4. 補助金等交付規則第4条(責務)の見直しについて

第4条(責務)として、

「町長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が町税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。第2項 補助事業者等は、補助金等が町税その他の貴重な財源で賄われるものであることを特に留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。」

との規定の見直しについて検討されたい。

5. 補助金等交付規則第5条(補助金等の交付の申請)の見直しについて

第5条(補助金等の交付の申請)として、

「補助金等の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業等に着手する前に、次の各号に掲げる事項を記載した補助金等交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、補助

事業等に着手した後に提出することができる。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の着手及び完了の予定期日その他当該補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- (5) その他町長が必要と認める事項

第2項 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 工事の施工にあつては、その実施計画書
- (4) 前3号に掲げるものの他町長が必要と認める書類

第3項 町長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、第1項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は前項の規定による添付書類の一部を省略させることができる。」

との規定の見直しを検討されたい。

6. 補助金等交付規則第6条（補助金等の交付の決定）の見直しについて

第6条（補助金等の交付の決定）として、

「町長は、前条の規定による補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

第2項 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

第3項 町長は、第1項の規定による調査の結果により、補助金を交付することが不相当と認めるときは、速やかに申請者に対し、補助金等を交付しない旨の決定をするものとする。」

との規定の見直しについて検討されたい。

7. 補助金等交付規則第6条の2（暴力団の排除）の規定について

第6条の2（暴力団の排除）として、

「前条第1項の規定にかかわらず、町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- (1) 智頭町暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）第○条第○号に規定する暴力団

- (2) 暴排条例第〇条第〇号に規定する暴力団員等
 - (3) 暴排条例第〇条第〇号に規定する暴力団密接関係者」
- との規定の制定について検討されたい。

8. 補助金等交付規則第7条(補助金等の交付の条件)の見直し及び第10条(申請事項の変更)の削除について

第7条(補助金等の交付の条件)として、

「町長は、第6条第1項の規定により補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者等に対し、次の各号に掲げる事項について条件を付すものとする。

- (1) 補助事業等の内容、補助事業等に要する経費の配分又は遂行計画の変更(町長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、遅滞なく町長に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助事業等の遂行について必要と認める事項

第2項 町長は、前項の規定により付する条件には、当該補助事業等の完了後においても従うべき事項を含むものとする。」

との規定の見直しと第10条の削除について検討されたい。

9. 補助金等交付規則第8条(交付決定の通知)の見直しについて

第8条(補助金等の交付の決定の通知)として、

「町長は、第6条第1項の規定により補助金等の交付を決定したときは、速やかに当該交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その当該条件を補助金等交付決定通知書(様式第〇〇号)により申請者に通知するものとする。

第2項 町長は、第6条第1項の調査の結果により補助金等を交付することができないと認めるときは、申請者に対し、補助金等を交付しない旨及びその理由を通知するものとする。」

との規定の見直しについて検討されたい。

10. 補助金等交付規則第9条(補助金等の交付の内示)の規定について

第9条(補助金等の交付の内示)として、

「町長は、やむを得ない事由により早期に補助金等の交付の決定をすることが困難な場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金等の交付見込額を補助事業者等に内示することができる。この場合においては、次の各号に掲げる事項を併せて通知するものとする。

- (1) その交付見込額は、交付の決定において変更されることがあること。
- (2) その見込額は、交付されないことがあること。

第2項 前3条（第6条第3項を除く）の規定は前項の規定による内示（以下「交付内示」という。）をする場合について、第19条（第2項を除く）の規定は交付内示の取消しについて準用する。」

との規定の制定について検討されたい。

11. 補助金等交付規則第9条（申請の取下げ）の見直しについて

第10条（補助金等の交付の申請の取下げ）として、

「第5条第1項の規定により補助金等の交付の申請をしたものは、第8条の規定による通知を受領した場合において、当該交付決定通知書に係る決定内容又はこれに付された条件若しくは指示（以下「決定内容等」という。）に不服があるときは、当該交付決定通知書を受け取った日から20日以内に、文書をもって申請の取下げをすることができる。

第2項 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。」

との規定の見直しについて検討されたい。

12. 補助金等交付規則第12条（着手届）及び第13条（完了届）の見直しについて

第11条（着手届及び完了届）として、

「補助事業者等は、補助事業等に着手したときは、補助事業等着手届（様式第2号）を、町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1）補助事業等が、着手後1か月以内に完了すると見込まれる場合

（2）補助事業等が、主として、定型的な事務費、法令の規定により支出が義務付けられている経費その他の定型的な経費の支出に係るものである場合

（3）その他町長が別に定める場合

第2項 補助事業者等は、次に掲げる補助事業等が完了したときは、補助事業等完了届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（1）建設工事に伴うもの

（2）その他町長が別に定めるもの」

との規定の見直しについて検討されたい。

13. 補助金等交付規則第12条（事情変更による決定の取消し等）の規定について

第12条（事情変更による補助金等の決定の取消し等）として、

「町長は、第6条第1項の規定により補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

第2項 前項の規定に基づき補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合とする。

（1）天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の

全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者等がその責めに帰すべき事情によらないで補助事業等を遂行することができなくなった場合

第3項 第8条の規定は、第1項の規定に基づき補助金等の交付の決定の取り消し、又は補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更した場合について準用する。」

との規定の制定について検討されたい。

14. 補助金等交付規則第13条（補助事業等の遂行）の規定について

第13条（補助事業等の遂行）として、

「補助事業者等は、法令及びこの規則の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他町長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等の他の用途への使用をしてはならない。」

との規定の制定について検討されたい。

15. 補助金等交付規則第14条（状況報告、調査及び指示等）の規定及び第14条（検査）の削除について

第14条（状況報告、調査及び指示等）として、

「町長は、補助事業等が適正に行われているかどうかを知るため必要があるときは、補助事業等の遂行の状況に関し補助事業者等から報告させ、又は担当職員に実地に調査をさせることができる。

第2項 町長は、前項の規定による報告若しくは調査により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

第3項 町長は、補助事業者等が前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

第4項 町長は、前項の規定に基づき補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させる措置をとらないときは、第19条の規定に基づき当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。」

との規定の見直し及び第14条の削除について検討されたい。

16. 補助金交付規則第15条（計画の変更）の規定について

第15条（補助事業等の計画の変更）として、

「補助事業者等は、第6条の規定による補助金等の交付の決定に係る補助事業等の計画を変更しようとするとき又は第7条の規定により付された条件に基づき町長の承認を受けようとするときは、遅滞なく、補助事業等計画変更申請書（様式〇〇号）を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

第2項 町長は、前項の規定による申請の承認をしたときは、速やかに補助事業等計画

変更決定通知書（様式第〇〇号）により補助事業者等に通知するものとする。」
との規定の制定について検討されたい。

17. 補助金交付規則第16条（実績報告）の見直しについて

第16条（補助事業等の実績報告）として、

「補助事業者等は、補助事業等が完了したとき又は第7条第1項第2号の規定による中止又は廃止の承認を受けたときは、当該補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書（様式第〇〇号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）事業報告書

（2）収支決算書又はこれに準ずる書類

（3）補助事業等の経過又は成果を証する書類、写真等

（4）その他町長が必要と認める書類

ただし、町長が特別の理由があると認めるものは、この限りではない。補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときも、また同様とする。」

との規定の見直しについて検討されたい。

18. 補助金交付規則第17条（補助金等の額の確定）の見直しについて

第17条（補助金等の額の確定）として、

「町長は、前条第1項の規定による補助事業等の完了又は中止若しくは廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等交付額確定通知書（様式第〇〇号）により、当該補助事業者等に通知するものとする。」

との規定の見直しについて検討されたい。

19. 補助金交付規則第18条（是正のための措置）の規定及び第15条（検査の結果の通知及び是正の措置）の削除について

第18条（是正のための措置）として、

「町長は、第16条第1項の規定による補助事業等の完了又は中止若しくは廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につき、これに適合させるために必要な措置をとるべきことを当該補助事業者等に指示するものとする。

第2項 第16条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。」

との規定の制定及び第15条の削除について検討されたい。

20. 補助金等交付規則第18条（決定の取消等）の見直しについて

第19条（補助金等の交付の決定の取消し）として、

「町長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
- (2) 第6条の2各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (3) 補助事業等の目的を達成し得なかったとき
- (4) 第13条の規定に違反したとき
- (5) 正当な理由がなく第14条第1項若しくは第16条の規定による報告をせず、又は第14条第1項若しくは第17条の規定による調査を拒んだため補助事業等の内容を確認することができないとき
- (6) 第24条第1項の規定に違反して、町長の承認を得ないで、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき

第2項 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用することができる。 第3項 第6条の規定は、第1項の規定に基づき補助金等の交付の決定を取り消した場合について準用する。 第4項 町長は、第1項の規定による取消しをした場合は、補助金等交付決定取消通知書（様式第〇〇号）により申請者に通知するものとする。」

との規定の見直しについて検討されたい。

21. 補助金等交付規則第19条（補助金等の交付の請求）の見直しについて

第20条（補助金等の交付の時期等）として、

「第8条又は第17条の規定により補助金等の額の確定の通知を受けた補助事業者等が、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第5号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が指定する補助事業等については、書類の添付を省略することができる。

- (1) 交付決定通知書又は第17条に規定する補助金等交付額確定通知書の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

第2項 補助金等の交付の目的を達成するため、補助事業等の完了前に交付が適切であると認めるときは、第6条の規定による補助金等の交付の決定後、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

第3項 補助事業者等は、前項の請求をしようとする場合には、補助金等概算払（前金払）交付請求書（様式第〇〇号）に、補助金等概算払（前金払）請求明細書その他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、補助金等概算払（前金払）交付通知書（様式第〇〇号）により補助事業等に通知するものとする。」

との規定の見直しについて検討されたい。

22. 補助金等交付規則第20条（補助金等の返還）見直しについて

第21条（補助金等の返還）として、

「町長は第19条第1項又は第2項の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部又は一部

を取り消した場合においては、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

第2項 町長は、第17条の規定により補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

第3項 町長は、前2項の規定により補助金等をの返還を命ずるときは、補助金等返還命令書（様式第〇〇号）により、当該補助事業者等へ通知するものとする。」

との規定の見直しについて検討されたい。

23. 補助金交付規則第22条（延滞金）の規定について

第22条（加算金及び延滞金）として、

「第19条第1項の規定に基づく交付の決定の取消しに係る補助金等の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金等の受領日から納付日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金等の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

第2項 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を町に納めなければならない。

第3項 町長は、特にやむを得ない事由があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により第1項による加算金又は第2項による延滞金の全部又は一部を免除することができる。」

との規定の制定について検討されたい。

24. 補助金交付規則第23条（他の補助金等の一時停止等）の規定について

第23条（他の補助金等の一時停止等）として、

「町長は、第21条第1項又は第2項の規定による返還を命ぜられた補助事業者等が当該補助金等及び加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

第2項 第8条の規定は、前項の規定に基づき補助金等の交付を一時停止した場合について準用する。」

との規定の制定について検討されたい。

25. 補助金等交付規則第24条（財産処分の制限）の規定について

第24条（財産処分の制限）として、

「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次の各号に掲げる財産を、町長の承認を受けずに、補助金等の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

（1）不動産及びその従物

- (2) 立木
- (3) 機械及び重要な器具で町長が別に定めるもの
- (4) その他町長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認める財産

第2項 町長は、前項に規定する財産を補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を町に納付すべきことを命ずることができる。

第3項 補助事業者等は、真にやむを得ない事情により前項各号に掲げる財産を処分しようとするときは、補助事業等財産処分承認申請書（様式第〇〇号）を町長に提出しなければならない。

第4項 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要な調査を行った上、当該財産を処分することが真にやむを得ないと認めるときは、補助事業者等財産処分承認通知書（様式第〇〇号）により補助事業者等に通知するものとする。」

との規定の制定について検討されたい。

26. 補助金等交付規則第25条（帳簿書類の保管）の規定について

第25条（帳簿書類の保管）として、

「補助事業者等は、当該補助事業等の実施に関する帳簿及び書類を整備し、補助事業等の完了した年度の翌年度から起算して5年間、これらを保管しなければならない。」

との規定の制定について検討されたい。

27. 補助金等交付規則第26条（理由の提示）の規定について

第26条（理由の提示）として、

「町長は、第12条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づき補助金等の交付の決定の取り消し、第14条第2項の規定に基づき補助事業等の遂行を指示し、同条第3項の規定に基づき補助事業等の遂行の一時停止を命じ又は第18条第1項規定により補助事業等の是正のための措置を指示するときは、その旨の通知に併せて、当該補助事業者等に対し、その理由を示すものとする。」

との規定の制定について検討されたい。

28. 補助金等交付規則第27条（検査等）の規定について

第27条（立入検査等）として、

「町長は、第11条第2項の規定により補助事業等完了届の提出があったとき又は補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は町長が命じた職員（以下「検査員という。」）をして当該補助事業等に係る帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。この場合において、当該関係者は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

第2項 検査員は、検査を行ったときは、調書を作成し、検査結果を町長に復命しなければならない。

第3項 町長は、検査の結果、補助事業等が決定内容等に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者等に対し、必要な措置をとるよう指示することができる。」との規定の制定について検討されたい。

29. 補助金等交付規則第21条（補足）の規定の見直しについて

第28条（委任）として、

「この規則に定めるもののほか、補助金等に係る事務の円滑かつ適正な執行を図るため必要な事項は、町長が別に定める。」

との規定の見直しについて検討されたい。